

令和5年度 蒲郡市地域防災計画修正（案）

－地震・津波災害対策計画－

修正事項一覧
（新旧対照表）

蒲郡市防災会議

頁	修正前	修正後	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
271	3 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u> する。	3 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u> する。	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
273	〔第四管区海上保安本部〕 (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(追記)</u> (港則法 <u>(追記)</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	〔第四管区海上保安本部〕 (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>等</u> (港則法・ <u>海上交通安全法</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理 (適用法令の追記等)
276	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 (高速道路株式会社法との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	基本方針	基本方針	
285	■基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>一層耐震性を強化して倒壊防止に</u> 努める必要がある。	■基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように</u> 努める必要がある。	表記の整理
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
286	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進 ア (略) イ 市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>等</u> 促進 ア (略) イ 市の耐震改修費・ <u>除却費</u> 補助事業への助成	除却費補助事業の追記等

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
287	<p>県は、耐震改修 <u>(追記)</u> については、市の実施する耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修 <u>(追記)</u> の促進を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>(追記)</u> を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成するものとする。</p>	<p>県は、耐震改修・<u>除却</u>については、市の実施する耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震診断及び耐震改修化の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業に助成するものとする。</p>	
第2節 交通関係施設等の整備		第2節 交通関係施設等の整備	
288	<p>2 道路施設</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p>2 道路施設</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。</p>	表記の整理
第3節 ライフライン関係施設等の整備		第3節 ライフライン関係施設等の整備	
293	<p>4 上水道</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の新設拡張・改良等を行う場合は、十分な耐震設計及</p>	<p>4 上水道</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の新設拡張・改良等を行う場合は、十分な耐震設計及</p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
295	<p>び耐震施工をするものとし、特に津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努め、被害を最小限にとどめるよう考慮する必要がある。</p> <p>また、<u>(追記) 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保するため、配水池等に緊急遮断弁を設置していくものとする。</u></p> <p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>イ 株式会社NTTドコモ</u> <u>(略)</u></p> <p><u>ウ KDDI株式会社</u> <u>(略)</u></p>	<p>び耐震施工をするものとし、特に津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努め、被害を最小限にとどめるよう考慮する必要がある。</p> <p>また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保するため、配水池等に緊急遮断弁を設置していくものとする。</u></p> <p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>イ KDDI株式会社</u> <u>(略)</u></p> <p><u>ウ 株式会社NTTドコモ</u> <u>(略)</u></p>	<p>表記の整理（内閣府公表の順序で整理）</p>
第3章 都市の防災性の向上		第3章 都市の防災性の向上	
第4節 市街地の面的な整備・改善		第4節 市街地の面的な整備・改善	
304	<p>市、県及び土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) <u>市街地開発事業による都市整備</u></p> <p>土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路、公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながる。<u>災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を行うため、市街地再開発事業の推進を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>土地区画整理事業の推進</u> <u>市街化区域内における市街地整備の手法としての土地区画整</u></p>	<p>市、県及び土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) <u>市街地開発事業等の推進</u></p> <p>土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、<u>都市の防災性の向上に資するものである。</u></p> <p><u>特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。</u></p> <p><u>防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。</u></p> <p>(2) <u>災害対策等に関する土地利用規制</u> <u>ア 災害危険区域の指定</u></p>	<p>県の記載に合わせる修正及び県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	備考
	<p><u>理事業などの面的事業を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。</u></p>	<p><u>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</u> <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> <u>イ 宅地造成等の規制</u> <u>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。</u></p>	
	<p>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	
	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p>	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p>	
<p>307</p>	<p>市及び県における措置 (1) (略) (2) 造成宅地防災区域 県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい<u>(追記)</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>市及び県における措置 (1) (略) (2) 造成宅地防災区域 県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい<u>一団の</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>表記の整理 (宅地造成等規制法との整合)</p>
	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	
<p>308</p>	<p>1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>(追記)</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、<u>(追記)</u>周知する。(略)</p>	<p>1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア (略) イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、<u>標識等により住民へ</u>周知する。(略)</p>	<p>県内全域の災害危険区域の指定廃止等に 伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 ア (略) イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p>	<p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 ア (略) イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 <u>(削除)</u></p>	
	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
<p>325</p> <p>326</p>	<p>市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) ～ (2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
346	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、防災週間<u>(追記)</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 ア～ウ (略) <u>(追記)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、防災週間<u>及び津波防災の日</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 ア～ウ (略) <u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され<u>(削除)</u>るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理（防災人材育成の主体等）</p> <p>表記の整理</p>
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達	
361	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表・伝達する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地震に関する情報 ア 緊急地震速報</p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表・伝達する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地震に関する情報 ア 緊急地震速報</p>	<p>緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	<p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合(追記)に、震度4以上が予想される地域(追記)に対し、緊急地震速報(追記)を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</p>	
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	
<p>369</p> <p>372</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で安否不明者・行方不明となった者について、(略)</p> <p>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝統系統</p> <p>表中</p> <p>三河湾排出油等防除協議会</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で安否不明(削除)・行方不明となった者について、(略)</p> <p>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝統系統</p> <p>表中</p> <p>三河港排出油等防除協議会</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第2節 通信手段の確保</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p>	
<p>373</p>	<p>1 市、県及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線(追記)を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	<p>1 市、県及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	<p>回線の整備状況に合わせた修正</p>

頁	修正前	修正後	備考																																																														
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																															
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																															
390	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td>6 臨海広域防災活動拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠 点</td> <td>海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば 倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設</td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </table>	区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>	設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>(追記)</u>	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>(追記)</u>	役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>(追記)</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>(追記)</u>	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>(追記)</u>	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 地区防災活動拠点</td> <td>6 臨海広域防災活動拠点</td> <td><u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・<u>大規模な地震災害</u> ・<u>大規模な風水害等</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td><u>中部・全国の都道府県等</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠 点</td> <td>海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点</td> <td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td><u>県内に4か所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> <td><u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば 倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設</td> <td><u>倉庫等</u></td> </tr> </table>	区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>	設置主体	市町村	県	県	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>	応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>中部・全国の都道府県等</u>	役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>倉庫等</u>	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正 (具体的には豊橋市及び西尾市を想定)
区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>(追記)</u>																																																														
設置主体	市町村	県	<u>(追記)</u>																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>(追記)</u>																																																														
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>(追記)</u>																																																														
役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>(追記)</u>																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>(追記)</u>																																																														
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>(追記)</u>																																																														
	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>(追記)</u>																																																														
区分	1 地区防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	<u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>																																																														
設置主体	市町村	県	県																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市 の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>																																																														
応援の 規模	隣接市町村等	中部・全国の都道府県等	<u>中部・全国の都道府県等</u>																																																														
役割	被災市町村内の活動拠 点	海上輸送される要員、物 資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>																																																														
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>																																																														
	施設 設備 できれば 倉庫等	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係 留施設	<u>倉庫等</u>																																																														
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策																																																															
	第5節 緊急輸送手段の確保	第5節 緊急輸送手段の確保																																																															
418	4 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>指導</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>のあっせん</u> を行う。	4 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>協力要請</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>調整</u> を行う。	表記の整理																																																														

地震・津波災害対策計画

頁	修正前	修正後	備考
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
448	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、 <u>KDDI株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（ <u>KDDI株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配等	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配等	
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
16	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>KDDI株式会社</u> 及びソフトバンク株式会社（ <u>追記</u> ）は、（略）	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>KDDI株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び <u>楽天モバイル株式会社</u> は、（略）	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第6節 バス	第6節 バス	
25	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し <u>次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u> <u>(2) 警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u>	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、 <u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者呼びかけるよう要請する。</u> <u>(削除)</u>	表記の整理（実施主体の整理）